

1 事業名

市道路線の認定

市道 2-177 号線、市道 2-185 号線、市道 2-1212 号線、市道 2-1213 号線、
市道 2-1214 号線

2 事業の概要

所沢カルチャーパーク築造事業に伴い既存路線の一部を公園用地として整備することから、市道 2-173 号線、市道 2-177 号線及び市道 2-185 号線について道路法第 10 条第 1 項の規定に基づき廃止を行い、事業区域を除いた大字下新井 1391 番 1 を起点として大字牛沼 798 番 1 を終点とする部分を 2-177 号線として、大字牛沼 806 番 1 を起点として大字下新井 1342 番 2 を終点とする部分を 2-185 号線として、大字下新井 1280 番を起点として大字下新井 1364 番 1 を終点とする部分を 2-1212 号線として、大字牛沼 725 番 2 を起点として大字下新井 1298 番 3 を終点とする部分を 2-1213 号線として、大字松郷 350 番 2 を起点として大字下新井 1313 番 12 を終点とする部分を 2-1214 号線として、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線として再認定するものである。

3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の認定を実施している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

道路法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

認定する 5 路線の場所、幅員及び延長については、議案書添付の案内図のとおりである。